

Q 出張から帰ってから残業した場合どうなりますか

A 日帰り出張のように、事業場外労働と事業場内労働が混在する場合について、行政解釈は、

- ・みなし労働時間制による労働時間の算定の対象となるのは、事業場外で業務した部分であり、労使協定についても、この部分について協定する。
- ・事業場内で労働した時間については、別途把握しなければならない。
- ・労働時間の一部を事業場内で労働した日の労働時間は、みなし労働時間によって算定される事業場外で業務に従事した時間と、別途把握した事業場内における時間とを加えた時間となる。

としています（昭 63.3.14 基発第 150 号）。

したがって、例えば、出張に通常必要とされる時間を 8 時間と協定した場合（出張中の労働時間）は、事業場外における労働時間は 8 時間とみなされることとなります。

ですから、会社に戻ってから行った労働については、実働 8 時間を超えた時間として取り扱い、その時間分の割増賃金を別途支払う必要があります。